

保険証をなくしたり破損したとき

14 被保険者証 滅失・き損 再交付申請書

保険証をなくしたとき（滅失）や、汚したり破損してしまったとき（き損）など、「被保険者証 滅失・き損 再交付申請書」を提出します。この届出にもとづき、保険証が再交付されます。

添付書類

☆特にありません。（ただし、き損で再交付を申請される場合は、そのき損した保険証を添付してください。）

（注）高齢受給者証、限度額適用認定証等の再交付の場合は、所定の用紙がありますので当組合までご連絡ください。

提出期限

☆すみやかに。

留意点

☆なくした保険証がみつかったときにはみつかった保険証をご返却ください。

☆被保険者証の記号番号を記入した場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

☆被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合

- ・備考欄へマイナンバーを記入してください。
- ・マイナンバーを記入した場合は、「個人番号確認（通知カード又は個人番号記載住民票の写し等）」及び「本人確認（運転免許証又はパスポートの写し等）」をする為の添付書類が必要となります。
- ・事業主様経由で提出する場合は、「代理人の身元確認書類（事業主の免許証の写し等）」が必要となります。また、その場合は必ず「申請書の提出を事業主へ委任します。」欄に☑を入れてください。